

見解書

平成27年 8月 3日

京都府知事 様

林地開発行為予定者

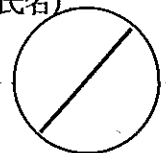
住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)

大阪府茨木市岩倉町1番13号

氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

西日本高速道路株式会社 関西支社

支社長 村尾 光弘



京都府林地開発行為の手続に関する条例第8条第1項の規定による見解は、下記のとおりです。

記

意見書の写しに記載された意見の概要	左記の意見に対する見解
1. 関係車両は府道山城総合運動公園城陽線から出入りし、城陽市道3001号線は使用しないこと。	1. 関係車両の通行ルートについては、意見を踏まえて事業計画に示したルート以外の通行について現在検討段階にある事から通行ルートの計画が具体化した段階で説明会を開催し当該市道の使用について協議させていただきます。
2. 常に交通の安全を期し、要所に交通保安要員を配置すること。	2. 交通保安要員については、事業計画書に記載したとおり配置しますが、その他の必要な箇所については地元自治会と協議の上、配置します。
3. 林地開発に伴う樹木・竹林の伐採等により濁水及び雨水が長池自治会側に流れ込まないようにすること。	3. 濁水及び雨水については、工事現場の最下流部に沈砂池を設け泥を沈下させた後に場外に排水します。雨水については、長池自治会側に流れこまないように計画いたします。

意見書の写しに記載された意見の概要	左記の意見に対する見解
4. 工事車両による粉じんの飛散防止を図るとともに周辺道路の汚れがないよう、散水を行う等の措置を講じること。	4. 工事現場内の車両の出入口にタイヤ洗い装置を設置し、車両の汚れを除去します。また周辺道路での粉じんの飛散及び汚れが発生しないよう、必要に応じ散水を行います。
5. 工事の進捗状況を定期的に報告・説明の機会を持つこと。	5. 説明会については新名神事業の進捗の各段階において随時説明会の場を設けます。
6. 5項目にわたる、生活環境に影響が生じるおそれの種類と、おそれを減じるための処置が記載されていますが「おそれを減じるための処置」が実行されていることを定期的に地元住民に報告・説明する機会を設けること。	6. 説明会については新名神事業の進捗の各段階において随時説明会の場を設けます。
7. 「周辺道路の汚れ」「粉塵の発生」の「おそれを減じるための措置」の欄に、「必要に応じ」とありますが、事業者と地元住民の感覚のずれが生じることが懸念されます。地元住民から「必要がある」との意見が出た場合は、速やかに対応すること。	7. 地元住民から「必要がある」との意見が出た場合には、その内容を確認の上、NEXCO事業に起因するものについては速やかに対応します。
8. 万が一、生活環境に悪影響(5項目以外も含む)が出た場合の、対応窓口を明確にすること。	8. 新名神事業に起因する生活環境に関する事項も含めて新名神京都事務所城陽東工事区が窓口となります。

備考 京都府個人情報保護条例第2条第1号に規定する個人情報(個人に関する情報であつて、個人が特定され得るもの(他の情報と照合することにより、個人が特定され得るものを含む。)をいいます。)については公表しませんが、その他の部分については本見解書を複写の上、原文のまま公表します。